

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：本日は、お暑い中、裁判所までお越しいただきまして、ありがとうございます。私は、司会を担当させていただきます大阪地方裁判所第8刑事部の裁判官の田口と申します。

裁判員制度は、今年5月で満5年を経過いたしました。国民の皆さんの高い意識と誠実な姿勢に支えられて、おおむね安定的に運営されているというように思います。ただ、法廷で本当に心証をビビッドにとれるのか、あるいは、より充実した評議をしていくにはどうしたらいいか、まだまだ改善して考えていかなきゃいけない点が多々あるというふうに思っております。

裁判所では、裁判員経験者意見交換会を行いまして、裁判員を務めていただいた皆さんの御感想、御経験を伺って、今後、よりよい裁判をしていくためにどうしたらいいかということ、それから将来、皆さんのように裁判員を務めていただくであろう国民の方々に、実際の裁判員裁判を経験してどうだったというようなこともお知らせしなければいけないということで、このような会を開催しております。

本日は、昨年11月から今年の4月までの間に判決に至った事件を御担当いただいた皆さんの中からお集まりいただいております。つまり、比較的、最近裁判員を経験された方々にお集まりいただきました。ありがとうございます。

今、言った期間の裁判員経験者の中から、意見交換会のほうに応募をしていただける方ということで募集はいたしましたけど、それ以外に、性別、年齢等、全く条件はつけておりませんので、あとは無作為の抽選で皆さんが選ばれて来ていただきました。その結果、御担当いただいた事件もバラエティーに富んでいると思いますし、内容についてもバラエティーに富んでいるという方々にお集まりいただけたというふうに思っております。

皆さんには、先ほど申し上げました趣旨で御意見を伺ってまいりたいと思います。忌憚のないところをどうかお願いしたいと思います。また、疑問などが

ございましたら、検察官、弁護士さん、裁判官も出席をしておりますので、気軽に御質問等をしていただいても結構だと思います。

それでは、まず出席されている法曹関係者から自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、検察官のほうからお願いいたします。

山崎検察官：初めまして、大阪地検の公判部から本日は参っております検察官の山崎と申します。

今年の4月から本格的に裁判員裁判に携わるようになったという経験の浅い者でございますので、本日はいろいろ貴重な御意見を賜りたく思っております。よろしくお願いいたします。

司会者：次に、弁護士さんお願いいたします。

小橋弁護士：大阪弁護士会に所属します弁護士の小橋るりといいます。弁護士は15年間やっております、裁判員裁判事件は4件、既に経験済みで、今、5件目、係属中です。いろいろと皆さんの本当に貴重な意見を今日は聞きたいと思っておりますので、済みません、関西弁で質問するかもしれませんが、許してください。

以上です。

長井裁判官：大阪地裁の裁判官の長井でございます。

裁判員裁判を担当するようになって4年たちましてですね、その間、裁判長として仕事をさせていただいております。今日も、よろしくお願いいたします。

司会者：それでは、簡単に進行予定のほうを御説明させていただいてから中身のほうに入らせていただきたいと思います。

お手元にメモが置いてあると思います。意見交換会進行予定表というのですが、そちらを御覧ください。

これでいきますと、2の意見交換のところ、二つございます。今日は、いわゆる量刑、被告人の刑はどのような刑が相当かという点について、(1)の検察

官、弁護人の訴訟活動、主張・立証活動のあり方に関して、それから(2)量刑に関する評議のあり方について、これらを中心に意見を伺わせさせていただきたいと思っております。

時間としては、これらについて中心に行って、その後、最後に守秘義務についての感想や御意見を伺って、これで予定では4時40分ぐらいまで、途中休憩もとらせていただきますが、約1時間半ぐらい、こちらのほうに充てたいと思います。その後、この席を傍聴されている報道機関の方からの質問等があれば、その質問等ということで、5時には終了をさせていただきます。

それでは、評議の時を思い出していただいて、後で言い残したことがあったということがないようにですね、ぜひ積極的に発言をいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

では、早速、意見交換に入らせていただきます。最初に皆さんが御担当していただいた事件について御紹介をしていただきたいと思います。いつごろ、どんな事件について御担当をされたのかというのを、簡単で結構ですので、お互いどんな事件を担当したかというのが分からないと思いますので、大体何月ごろに、こんな事件を担当しましたということ。それから、もしよろしければ、あわせて一言、裁判員を務めてみての御感想などもつけ加えていただければと思います。どなたからでもいいですが、まず順番でよろしいですか。1番さんから、よろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：よろしくお願いします。

事件の紹介ですね、昨年の12月に裁判員をやりました。事件は、罪名からいうと殺人と死体遺棄。夫婦間の殺人、死体遺棄なんですけれども、夫が妻の首を絞めて殺害して、自分の職場の駐車場に埋めて遺棄したという事件の内容でした。これについて、4日間、参加させていただきました。

裁判員裁判、もちろん初めてなんですけれども、経験させていただきました、本当に勉強になったなあと思いました。勉強になったのはですね、そもそも起訴状の読み方ですとか量刑の考え方というのを分からなかったというの

もありますし、何よりいろんな方、年代とか職業とかがいろいろ違う方々と意見を交わせる、いろんな意見を聞けるということが本当に勉強になったなあと思っております。いい経験をさせていただきました。ありがとうございます。

司会者：ありがとうございました。1番さんが御担当いただいた事件では、検察官の求刑が何年か覚えておられます。

裁判員経験者1：求刑は、懲役20年でした。

司会者：判決は。

裁判員経験者1：判決は15年でした。

司会者：弁護士さんの御意見は何年かありましたかね。

裁判員経験者1：弁護士は、求刑12年だったと思います。

司会者：それで、一応、被告人も罪を犯したことは認めているという事件だったということですかね。

裁判員経験者1：はい。認めていて、情状が論点になっていました。

司会者：ありがとうございます。

続いて、2番さん、どんな事件だったか、御紹介と御感想があれば一言お願いいたします。

裁判員経験者2：私が担当したのは、去年の12月の17日から24日にかけて、強制わいせつ致傷、強姦致傷、窃盗ということで、そういった事件を担当いたしました。

これは、本人は一応認めているということで、検察官のほうで12年の求刑、判決は9年6か月ということでした。

それは私たち素人ですので、ああそんなものかなという感じがしましたがけれど、感想になりますけれど、大体この裁判所に来ること自体が初めてですし、裁判員裁判というものそのものが文字だけでしか理解してなかったんですけど、実際に自分のやるチャンスをいただいたということで、これはやってみないと分からへんという気持ちで受けさせていただいて、やってよかったなど。それから、それを受けた、やってみた経験を上手にみんなに伝えなくちゃいけ

ないなあというのは感じました。

以上です。

司会者：ありがとうございます。裁判員バッジも、今日はつけてきていただいているようですが、ありがとうございます。

2番さんの担当された事件では、一応、被告人はやったことは認めてたんだけど、強制わいせつのほうが、わいせつ目的があったかどうか、酒に酔ってたんで覚えていないという、そこがちょっと問題になった事件ですかね。ありがとうございました。

じゃ、3番さん、よろしくお願いします。

裁判員経験者3：私が担当させていただいたのは、今年の4月、現住建造物等放火被告事件という事件でした。放火をして、死人とかは出なかったんですけども、被告の方が仕事が長続きしないということを苦にして自分の部屋に火をつけて、特に何か誰かを殺そうとか、そういった意思はなく、ただただ自分の過去を消したいという思いから、咄嗟に火をつけてしまったというような事件でした。御本人も罪を認めて、かなり反省しておられたので、量刑ということが争点になっていって、検察のほうは6年ということでしたのですが、弁護人のほうはちょっと忘れてしまったんですけど、結局は3年半の実刑、執行猶予なしの実刑ということで話が終わりました。

感想としましては、まさか当たるとは思っていなかったもので、心の準備ができていなくて、当たったときに、朝に抽選みたいなのがあって、午後すぐに法廷に入ったので、何か話を聞いてても、何の話を聞いて、どういうことを聞いていいのかも分からずという感じで、すごい評議とかのときは気を遣っていただいて、いわゆるリラックスする、そして細かいところもいろいろ教えていただいてということで進めていただいたんですけども、私自身はやっぱり人の一生の刑をはかるということがすごく重荷になって、皆さんね、結構、すごく積極的で話をお伺いしてから、しっかりと御自身の意見を持って臨まれたと思うんですけど、私自身にとっては負担でした。でも終わってみれば終わってみ

たで、いろいろ、あっ、刑ってこうやってはかるんや、もっとしっかりした何か軸があってというんじゃないでして、実は、もちろん過去の判例もあるんですけども、事件ごとの個別のもんだということが分かりました。とても大変な仕事だということが分かりました。ありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。今のお話にもあったように、被告人が罪を認めていて、実刑にするのか執行猶予にするのかというあたりが一番問題になったという事件だったということですね。ありがとうございました。

それじゃ、続けて4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4：物すごくややこしい事件だったような気がするんですね。強盗致傷なんですけど、主犯格の方が亡くなられているんですよ、病気で。そして、その主犯格の方がAという方に依頼して、お金を払うべきものがもらえていない、これ裏社会の話なんですね。だから、私らピンとこない部分があるんですけど、裏社会同士の争い事なんです。

それで、Aという方に亡くなられた方が依頼して、本来お金をもらうべきところのお金がもらえてないから、何ぼその人に交渉してもお金がもらえないという話をしたんです。そして、その方が初めから依頼をどういうふうについてたか、亡くなられているのでよく分からないんですよ。だけど、それを依頼された方は、前科、一応執行猶予のある、銃刀法違反で1回執行猶予がおりている方なんですよ。その方が、仲間を集めて、同じ裏稼業の方に声をかけて、それでその人たちに、どうも初めから暴力をすべきという考えだったと思うんです。だから、アイスピックとか、いろんなものを用意して、その被害者が一步も動けない状態にして、それで暴力を振るい、レンタカーも借り、そのために見えないようなレンタカーを借りて、もう前々からそれが暴力ありきのことだったと思うんですね。

それを一言で言えっっていっても、物すごくややこしくて、一番初めに裁判があったときに、被告のありますよね。それを聞いてもピンとこないんですよ。それで、2日目に今度は証人喚問をして、また3日目に違うまた証人、ま

だその辺でも全然ピンとこないんですね。わあどうなるのかなあと思ってたんですけど、それで結局いろいろずうっと討論して、討論して、討論して、それでやっと路上で暴力を振るい、お金を取り、最終的に被害者にけがを負わせてというのを、一言ではなかなかちょっと言えないような事件だったんでね、読んでてもまだもう一つ分からないような事件だったんですね。

だけど、それもやっぱり判決を出さなくちゃいけないし、その方がやっぱり前科を負っているんで、私らから見ると、けがした方は重い罪をって言われるんだけど、そりゃそうですよね。もう生きるか死ぬかって、アイスピックで、手足も縛られて、それでガムテープでされて、車の中で暴力されたり路上でも暴力されたりしてますので、そんだけ無抵抗な状態で暴力を振るったというのを、いろいろ物すごく皆さん迷いました。それで、けが人も手術して、今はその人も証言に出てみえたんですけど、だけど裏社会のことなんでね、私らは想像がつかない世界なんですよね。だから、ドラマであるような、想像じゃないですけど、こんなかなあとかいうのを想像しながら、みんなでいろんな、そうじゃない、違うとか、ただ主犯格が死んでいるから、もう本当に物すごい難しかったです。最後の最後まで迷ったんです、みんな。で、やっぱり5年だなというのが最終で、物すごく難しい事件でしたね。

だから、相手がこの人とこの人という2人とか3人だったらまだあれですけど、主犯格が亡くなって、それで証人が2人も3人も出てきてという事件だったんでね、正直、みんな最後の最後、こんだけ3日、3日で6日間かかったんですけど、6日かけてよかったなあと思います。もうみんな納得した結果が出たので、やっぱりあの結果って、どうかな軽いんかな重いんかなという結果じゃなくて、最後の最後まで、みんなが納得した答えが出たんでよかったなと思っています。

司会者：ありがとうございました。関係者が非常に多い事件で、共犯者の中の1人が亡くなってという話ですかね。罪名としては、強盗致傷ということで、検察官の求刑は何年だったか覚えていますか。

裁判員経験者 4：7年でしたね。

司会者：7年で、結論は5年ということになったという事件ですね。どうもありがとうございました。

5番さん、よろしく願いいたします。

裁判員経験者 5：私が担当した事件は、強盗致死と強盗傷人ということで、ガールズバーを経営している人が犯人という中で、料金トラブル、ぼったくり、払え、というそういうやりとりで暴力を加えて料金を回収しようとするような事件で、強盗傷人のほうは、その人がけがを、結構大きなけがをさせてしまったということで、あと強盗致死のほうは、暴力が結構過ぎて結局亡くなられてしまったという事件でした。

最後、懲役23年になったんですけど、求刑は懲役30年、弁護士のほうは15年で、何か間をとったような形になってしまったんですけど、それいろいろ話し合って、まあそう決めました。で、大体3週間ぐらいにわたって、10日間ぐらい通ったんですけど、やっぱり私はすごくやりたくて、当たったときもやったと思って、裁判員裁判をやりたかったんで、すごい喜んで行ってたんですけども、期間が3週間、やはり悶々とちょっと事件のことが頭から離れなく悶々としてましたけど、終わってみたら、すごくいい経験だったと思います。

司会者：ありがとうございました。

皆さんが御経験いただいた事件について御紹介と、簡単に感想もいただきました。事件をちょっと思い出していただいたところで、意見交換のテーマでいきますと、進行予定表の2の(2)になるんですけども、量刑に関する評議のあり方ということから、御意見を伺っていきたいと思います。

先ほどの皆さんの御感想にもありましたけど、量刑ですね、刑を考えていく上で、裁判官のほうで刑はこういうふうに考えていくんですというような説明も多分したと思います。それから、1番の方、それから3番の方ですかね、刑ってこうやって決めるんだというようなことも初めて知りましたみたいな御感

想もいただきました。

その辺について、実際に経験してみて、量刑を考えていくということは、難しいことは難しいと思うんですけど、できるのかできなかったのか、感想として裁判官の説明がどうかとかですね、そのあたりについて今後の参考になるような御意見があれば伺わせていただきたいんですけども。どなたからでも結構ですけども、いかがですか。そしたら、さっき、ちょっと御発言もあった1番さん、お願いできますか。

裁判員経験者 1：感想で言いますと、立証の活動、主張というお話なんですけれども、それぞれ言いますと、検事、検察側のほうは起訴状に基づいて証拠が、こういう証拠が考えられる、今、ありますということや、こういう事実がありますという、犯行状況がどうだったというのを並べて一覧表にして資料を出していただいて、で、検察の考え方はこうですという説明をされてました。

今回、被告が認めていたので、情状が論点になっていったんですけども、そういう基本的なところがまず分からないと何も進まないという意味からすると、非常に分かりやすくてですね、私は頭に入りやすかったなあとと思います。割とゆっくりと説明もしていただいたかなあと思いましたので、それぞれみんな記録してたんですけども、それも記録もとりやすかったかなと思いました。

あと、弁護人の方も説明をされるわけなんですけれども、これがですね、公判で出た話は言っているんですよ、夫婦間の殺人事件だったんですけども、つまり夫は妻に精神的に苦しめられていたというストーリーを弁護人の方は描いておられて、張り詰めた糸が切れたんだという表現をなされたんですね。それ、私、今でも覚えているんですね。やっぱりこれ共感、正直できませんでしたけれども、印象は強かったかなと思いました。検事さんの説明よりも弁護人の説明のほうに印象が強かった感じがしたなあと。それがどう働いたかというのは、ちょっと正直分からないんです。そうですね、そう思いました。

司会者：今、検察官と弁護士の活動についての御発言をいただきました。それ

は、また後ほどじっくり伺いたいと思うんですけど、済みません、質問の趣旨が分かりにくくて申しわけありませんでした。

実際、最終的に審理を終えてですね、皆さんと量刑を議論されたと思うんですね。そのときにも裁判官が刑というのはこうやって考えていくんですというような説明も多分させていただいたと思うんです。やる前は、刑ってどうやって決めるんだろうというのは、多分皆さんも承知されてなかったと思うんですね。それをやってみて、実際、それが分かったというふうな感想なのか、あるいはやっぱり刑ってどうやって決めるか分かんないというようなことなのか、その辺について、ちょっとまずお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 1：済みません、申しわけありませんでした。そもそも分かったのは、刑というものは何で科されるのかということで、罪の重さなのか、やったことの行為で期間が決められるのかとかですね、そういったことが説明を受けて分かったというのが、理解できたということが一番新しい、自分の中で新しくなりました。

殺人と死体遺棄という二つの罪が今回あったんですけれども、その1個1個の刑が違うんですけど、二つが合わさるとどうなるのか、それが個々の事案として、家族での事案だったらどうなのかとか、全くの他人だったらどうなるのかというそれぞれのパターンによっても考え方は変わる可能性があるというアドバイスがありまして、それは非常に勉強になりました。

結果、いろんな意見が出た上で、20年、12年という中の恐らく真ん中なんでしょうけれども、15年という形になったんですけれども、それが良かったのか悪かったのか、今でも私の中でちょっと判断がつきません。

結論を言うと、刑がどうやって決められているのかというのは、実際体験してもあんまり分からなかったのが正直なところです。

長井裁判官：質問させていただいてよろしいでしょうか。1番さんの事件って、こんなの、こんなことで奥さんを殺すなんてとんでもないやつだという、まず第一印象になりそうな事件ですよ。刑を決めるときには、どれほどこの人は

反省しているだろうかとか、また自分がしたことを悪いと思っているのだろうかとか、だからそういうところへ目がいきそうな気がするんですけど、この事件の論告と弁論を見ましたら、そういうことはほとんどないですよ。ほとんどは、動機が身勝手だとか、結果の重大性とか、それから、経緯が被害者のほうにも問題があるとか、そういったやったこと自体に関するのを検察官も弁護人もおっしゃってて、この人がどんな人か、反省しているかしてないかとかは、ほとんどおっしゃらなかった様子ですけども、それを受けて議論をなさるといのは、それで得心できましたでしょうか。納得できましたですか。検察官、弁護人がおっしゃる、そこに焦点を当ててですね、検察官は重いほうに、弁護人は軽いほうにとおっしゃるんですけど、焦点の当て方がですね、納得のいくところだったでしょうか。裁判官が説明した刑の考え方に沿った、かみ合ったかどうか。

裁判員経験者 1：その部分は、非常に議論になりましたし、私も正直思うところがいっぱいありました。ただ、議論の中では、やっぱり証拠であり事実であるというところからまず考えていこうという筋立てだったように思います。ちょっと思い出していくとですね、それで、証拠であったり、この事実に証拠がちゃんとあるのかどうかとかですね、該当するのかどうかというところからまず考えて、動機が身勝手だったりとか、その後が、この人は反省してないであろうというようなところが、印象が非常に強かったかなと。被告人質問をそれぞれなさったときの印象がとても強かったかなと。

中で、皆さんで刑の議論をしているときも、それはもちろん別途時間をとってもらったんですけども、大きく変わったのかな。私は強くそこを思いましたけど。実際の刑の中にも、恐らくその部分は文章の中に含まれたとは思いますが、判決の中には。確かに、そこが十分に焦点が当たったかという、そうでもないと思います。

司会者：同じような質問で、刑を初めて考えたということだと思うんですけど、3番さん、先ほどちょっとそのあたりの御感想をおっしゃっていたと思うんで

すけどね、どうやって刑って考えていくんだというのは、その辺りはというような御感想とかがあれば。

裁判員経験者 3： 検察側と弁護側と、それで検察側は事実を述べるので本当に分かりやすかったんですね。それだけで判断するほうが、ちょっと私的には分かりやすかったなと思うんですけども、ただ弁護士の方がいろいろ話をされて、それで被告の方もそれ自身で話をされる。それで、小さいころからの話とか、そういった話をされるんですね、その弁護士の方も。それで、すごく惑わされたって変な言い方なんですけれども、どうしていいのか分からなくなってしまって、自分の中で。それで、おそらく犯罪を犯す方やから、そんなまともな精神状態の方はそんな犯罪を犯さないのかもしれないですけども、私の中で何かちっちゃいころからいじめられていて、あんまり友達がいなくてみたいな話をだんだんされていく中で、この方って、失礼なんですけれどもね、もしかしたら発達障害じゃないのかなというような考えが浮かんでしまって、それが頭から離れなくなくて、それで、この人刑を受ける前に何かちょっとカウンセリングみたいなのを受けたほうがいいん違うかなとかというほうに進んでしまったんでね、自分の頭の中で。それで、すごく何か悩んでしまって、それで量刑になって、すごく細かく刑というのはこういうふうにして決めるんですよとかっていうて、何度も何度も紙まで渡されて言われるんですけども、自分の頭の中では、なかなかそう切り分けられなくて、それで過去の判例とかで決めようかなとかと言って、いろいろ出してくださったでしょう、過去のよく似た判例とかもね。そやけどそんなぴったしかんかんはないですよと言われて、それで結局は量刑というのは個別個別の判断になるんですよと言われて、結局、その3年半。実際、これまでの生き立ちとか、ちょっと女装癖があったり、いろんなお母さんにちっちゃいころに何か、何かそういうのがあったんですね、いろいろ。すごい難しかったです。刑の決め方、個別の判断と言われてね、実刑3年半というのは全然納得できない結果ではなかったんです、私の中では。でも、何か後はすっきりというわけにはいかないような感じでした。

司会者：なかなか量刑，皆さんもそうかもしれませんが，算数みたいに1足す1が2というような世界ではないので，ちょっと今おっしゃったような感じで，すっきりしないところというのは残るのかもしれませんがね。

先ほど来，御意見を伺っていたつもりだったのは，法律の考え方で，刑というのは，やっぱり悪いこと，犯罪行為をしたので，それに対する報いということなので，3番さんでしたかね，人の人生を裁くということをおっしゃってけれども，むしろやった行為がどの程度悪いか，それに見合う刑を考えますよというようなことは，多分裁判官のほうで説明もしていると思いますし，検察官，弁護士さんもそれを前提にいろんな事情を主張されているんだと思いますね。その辺りが，まさに刑を決めるポイントにはなっていると思うんですけれどもどうだったか。

ちょっと時間の関係もありますので，今の点も含めてですね，ほかの方にも御意見を伺いたいのは，犯罪行為，どういうことをやったかというのが刑を決める基本ですよという説明を受けた上で，過去のデータみたいなものも御覧いただいたと思うんです。

先ほどの質問と同じで，そういう刑を決める考え方自体について，それぞれ理解がどうだったかという点と，実際刑を考える上で，そういうグラフみたいなものを多分見られたと思うんですけれど，そういうものが役立ったかどうかという点も含めて，御意見を，ご感想でも結構ですが，聞かせていただきたいんですけれども。ほかの皆さんどなたでも。じゃ2番さんお願いします。

裁判員経験者2：今，おっしゃったように，私たちは法律というのが素人ですから，どういったものに対して何年ぐらいの刑があるかというのが分からないんです。ビデオを使って最初からいろいろ説明をしていただいたんですけれど，個人的には，そういった判例をもとに今の担当しているものを決めるということは，ちょっと抵抗があったんですね。いろんな積み重ねで今までやってきたことの判決を，大きく何年，こういうことをやったら何年だから，これで良い，それは，やっぱり個々のいろんな事情があるということもあります。

この強制わいせつというのは、すごい男性と女性の感覚が物すごく違うということを経験したんです。先ほどちょっとおっしゃっていただいたように、以前に強姦やっててそれが見つからなかったんですが、2回目にカラオケの女子トイレの個室に入って、またわいせつをしようとして捕まって、その前のも分かったという、そのトイレへ入ってたのを酔っぱらってたということで、酒気でごまかそうとしているというふうなところが争点だったもんですから、この人はもっとやっていると思うから、相当厳しいあれをしたほうがよいという意見を言ったら、裁判官からは、こういった判決は証拠一つ一つで決めるものだから、そういった感覚というのは入れないようにしましょうというふうなアドバイスをいただきました。

だから、その辺のミックスの加減が大変だったと思うんですけど、裁判官もそういった判例があるから、それに従って、ちゅちゅちゅっと刑を決めているんじゃないだろうと期待はしております。

裁判員裁判をやることによって、一般の方の心証というものは、その裁判官の今までの歴史の中で決めてきたその判例の中に少しずついろんなものが入っていくということがメリットじゃないかなというふうに考えてましたので、そういう意味では、裁判員裁判というのは、やっぱり率直にものを言うという機会を上手に使ったらいいかなというふうに感じました。

司会者：5番さん、いかがですか。

裁判員経験者5：そうですね、私が思ったのは、審理が終了した後で、検察側から30年、弁護士側15年と出た後で、評議室に入った後、結構すぐ裁判長の方が、じゃあ皆さんとりあえず何年だと思うか、ちょっと紙に書いてみてくださいと言われてたんですけど、求刑の30年と15年から、本当に基準が全く分からなくて、何年って書いていいか全然分からなかったんで、適当と言ったら変ですけど、しょうがないから書いたんですけど、全然基準が分からなくて、紙に書けて言われてちょっと困ったなあと思いました。

それで、そのパソコンでこれまでの判例をいろいろ見せてもらったんですけ

ど、何かやっぱりさらっとこういう事件では何年ですと、さらっとしか見てないんで、できることなら家に持って帰って、ゆっくり一つ一つ見たいなど、無理だとは思ってたんですけど、そういうことを今回の裁判員の方とも話してたんです。何かもっとゆっくり、じっくり見てから決めたいよね、何年かというのはということを言っていました。

パソコンで載っている今までの判例が、私たちから見たらすごい軽いというんですか、こんなことをしているのにたったこれだけで、たった何年なんだというのが多かったのですが、裁判官の方が、私の経験したこういうのでは何年なんで、これで何年というのはちょっと重いですということを言われたときに、そんなんだったらそっちで決めたらいいんじゃないのという気持ちがちょっと芽生えて、そんな経験とかがないんで、この刑ではこれは重過ぎると言われちゃうと、私とかから見たら、全然こんなの軽く見えるんだろなあと思って言っていることをそう言われちゃうと、裁判員だけでやればとか、ちょっと思いました。

長井裁判官：今、おっしゃったところはですね、非常に興味深い御意見だなと思っただけですけども、一方では基準がないから、何もなしで意見を言えと言われても困るということですよ。でも一方で、裁判官の経験だとこうだと言われると、それも困る。どっちも困るんだったらどうしたらいいんだらうと、こういう感じがするんですけど、そこんところの本当に率直なところをお聞かせいただけたらなあと思いますけど。

裁判員経験者 5：だから、本当に困りました。基準を知っている裁判官の意見に従うのがいいんじゃないかと思いましたがですね。

長井裁判官：量刑のほうのデータを御覧になって、それはやっぱりあったほうがいいんですか。

裁判員経験者 5：ないと、やっぱり全然分からない。やっぱり何かもっとゆっくり見たかった。

長井裁判官：そういうことですね。裁判官の個人的な、自分が前に経験したのと

いうこと、それはちょっと別の話だと思うんで、そうじゃなくて、客観的な例なんですけどね、その裁判官じゃなくて、今までの全ての事件だとかこうなっていますというところは、それはやはりもっとじっくり御覧になった上で評議するのがよいということでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。

山崎検察官：そこでは、ちなみにもう少しじっくり見させてもらいたいとご意見は述べられていたんですか、そういう感じではなかったのですか。

裁判員経験者 5：見たいよねとは言いつつも、やっぱり時間もないんで、もうこれはこんな感じでみたいな。

司会者：今、グラフの話が出てますけど、多分裁判体によってもいろいろじゃないかと思うんで、ほかの方の御経験とか。2番さん。

裁判員経験者 2：紹介いただいたのは、画面でざあっと、これとこれ、強姦だけだったり、それで致死になったらどうか、そういうふうな感じでずうっと紹介していただいたんですけど、それがへえっという感じのものが多かったのですが、裁判官の方は大体こんなもんですよというのを割と強めにおっしゃったんで、ああそんなものかなという気はしましたけど。なるべくなら、それに左右されないで自分の判断で言っているということをもうちよっと強く言えばよかったかなというのは、今思いますけど。裁判官がおっしゃったのを、まあじゃもうそんなんだという感じで受け入れたところがちょっとあるんでね。

司会者：データとの関係では、大体それで御自身もデータを参考にされて、このくらいというような話なんですかね。

裁判員経験者 2：データを見たときは、ええっこんな少ないんだと思いました。特に、これわいせつですので、女性にとって物すごいものなのに、ああ判決ってこのぐらいのあれしかとってないんだなというのを思って。

司会者：データを見られたかどうかという点では、4番さんのところではどうだったんでしょうかね。

裁判員経験者 4：データを裁判官の方が、本当に丁寧に説明していただいて、そ

れまではどうなるのかなあと思ってたんですけど、いろんなデータ、グラフからいろんなものを出していただいて、説明もすごく十分にされてたんで、皆、納得はできたと思うんですね。

それのもとで、アンケートで一応出しますよね、初めの段階で。そしたら、3年とか、4年とか、5年とか、いろいろありますよね。その段階で、みんな迷うたんですけど。この方がまだお若いんでね、何か自分の子供みたいで、その若い子の1年って、すごく貴重だなという親心もあるんですね。だから、そこら辺が分からないんですよ。

司会者：いろいろ悩んだというところなんですかね。データとしては、一応、自分は考える参考にはされたということになるんですかね。

裁判員経験者 4：ええ、物すごく丁寧に説明していただいたので、すごく分かりやすかったです。

司会者：繰り返しになりますけど、ほかの皆さんも一応それまでは、例えば殺人なら殺人でも、どのくらいの刑というのはあんまりご承知じゃなかったと思いますので、その点では一応データというのは参考にされて刑を考えていったというようなことでよろしいんですかね。いろいろその上で悩んだということですか。

裁判員経験者 1：そうですね、その点はそのとおりで、データは参考になったんですけども、私も2番の方とほぼ一緒です。そのデータに引きずられるところが結構あったんで、あってよかったのかなということも若干思います。タイミングなどもあると思うんですけども。

先ほど、裁判官の方の御質問があったんですけど、身勝手さ、事実とは違う部分の身勝手さというのをどこではかるのか、刑に織り込むかというのと、やっぱり感じる部分が、犯行に至る前とか、犯行に至った、その死体を埋めたやり方とか、その後の逃亡した経緯とか、そういったものをどこに織り込むかというのと、やっぱり感情的には重くなってしまいうんですけども、やっぱりデータをぱっと見せられると、みんなこんなもんなのかみたいになって、ざっと引き

ずられてしまったなというような感じがありました。タイミングにもよるかなとちょっと思いました。

司会者：少し休憩をとらせていただこうと思いますけど、この段階で法曹の側から何か御質問とか、よろしいですか。

小橋弁護士：簡単に質問しようと思いますが、1番と2番の方に特にお聞きしたいんですけども、データを見て自分の御意見が最終的には言えなかったけれども、結果的に量刑、最終的な量刑については納得をしたというふうに聞こえたんですね。それは、間違いはないですか。

裁判員経験者2：納得したというんじゃなくて、そういうものだというふうに感じたということですね。

裁判員経験者1：裁判官がこれぐらいだからこうだよという言い方はなされなかったように思います。

司会者：ここで10分間休憩をとらせていただきます。

(10分間休憩)

司会者：それでは、時間が参りましたので再開させていただきます。

先ほどの話のところで、刑を考える上でどうでしたかというようなテーマで、いろいろ御意見を伺ってました。御質問のほうがございますか。

小橋弁護士：ケース1の方にお聞きしたいことがございましてね、要するに弁護人の冒陳や弁論の主張で、妻側に、被害者の妻側に犯罪行為を許した事情があったんではないかであるとか、夫には酌むべき事情があるんではないかということ、まあ印象に残ったと。しかし、それが量刑判断、評議の場でそれを考えるべきなのかどうかも含めてね、どういう位置づけだったのか、よく最後まで分からなかったというふうに聞こえたんですけども、弁護士の立場から言いますと、それはまさしく量刑のマイナス情状で、マイナス減輕のほうに考えてほしかったということで、考えて当然弁論していると思うんですけどね、その辺りの印象とか、作戦としては失敗だったんじゃないかということも含めてです

ね、ちょっとお聞きしたいなと思います。

裁判員経験者 1：済みません、言葉足らずで失礼いたしました。どこに入ったかが分からなかったというよりも、最終的なグラフを見た結果の中に、どこまで入れ込まれたかというのが自分の中で納得できなかったということのほうが正しいと思います。議論の中では、事実、行為の事実とかのことでの議論はあったんですけど、それらの弁護人が主張していた部分は、何か悪質性という言葉で何か言い表わしていたと思うんですけども、その悪質性はじゃどうだったのかって、最後のほうに何か話をしたような気がします。どうやったんですかということで。ただそれはグラフにあったように、殺人であったり、死体遺棄であったりの経緯のもろさというところに、単純にグラフの中であんまり出てこないような部分、見るだけでは分からないような部分だったかなとは思っています。

悪質性について、検事の方が、これはどんなに悪質だったのかというのを主張されておりましたし、被告人質問の中でも、そういうところを引き出そうという努力をされていたと思います。ただ、印象から言うと、検事の質問のほうは本当に努めて冷静にやろうというふうに見えました。女性の検事さんだったんですけど、冷静さがとても際立ってしまっていて、弁護人の方のほうは、何というか劇場型というんでしょうか、どちらかというところ、それでインパクトが割とあったというようなイメージを持ちました。ただ、それに私が引きずられたかどうかというのは全くないんですけども、ただ印象は強かったなという感じでした。それは、逆効果でもありました。

逆効果というと、やっぱり弁護人がちょっと何か芝居がかっているのじゃないかみたいな感じで思われる方もいらして、むしろ何かマイナスの印象を持たれた方もいたように思いました。

長井裁判官：恐らく今の小橋先生の御質問は、こういう御趣旨かなと思うんですけど。殺人の量刑グラフは、上は随分上のほうから、下は随分軽いところまで随分ばらついてて、確かにピークというのは、先ほどおっしゃったように、真

人中あたりというのが思ったよりも下のほうにあるなど、こういう印象を持たれたと、そういうことだと思えるんですけど。だけど、上のほうはすごく上まであって、下のほうはすごく下まである。多分どんな検索条件で御覧になっても、多分そういうグラフだったんじゃないかなと思うんです。その中で、弁護人は、この事件は被害者にもこういう問題があって、被告人はこういうふうに追い詰められていって、その結果、ぷつと糸が切れてやった。そういう事件だから、比較的ほかのものより悪質じゃない事件ですよ。だから、きっと御覧になるグラフの中の下の方で刑を決められるべきじゃないですかと、こういう意味でおっしゃっていたと、弁護人がおっしゃっていたと思うんですが、その意図が伝わったのでしょうか、こういうことなんだと思いますけど、どうでしょうか。

裁判員経験者 1：それはですね、非常に明確に伝わりました。言葉でも伝わりましたし、びっくりしたのは、私たち裁判員にはメモというのが当初いただけるんですけど、それが本当にはっきり分かって、凶器を使ってないとか、計画性がないとか、残虐さがちょっと乏しいって、今、見て思い出したんですけども、それは非常に分かりやすいことでした。

何でそれが分かりやすいかということ、逆に検察官側の主張が、むしろそこを、いや残虐なんだと、これはおかしいんだというのをむしろ強調してたから、逆に分かりやすかったというのものもあるかもしれません。検察官のほう言うよりも、情に訴えようとしている弁護人の言葉のほうが届きやすいという感じはしました。

司会者：当事者の訴訟活動の話にも入ってきましたので、実際皆さんが立ち会っていただいた審理を思い出していただいて、検察官、弁護人の活動についても、御意見を伺ってまいりたいと思います。

思い出していただくと、裁判員に選ばれて初めて法廷に入ったと思います。そこで、起訴状読み上げとかがあった後に、検察官、弁護人が事件についてそれぞれの主張、事件の説明、内容説明みたいなことをされたと思います。それ

を今ちょっと思い起こしていただいて、あんまり印象に残ってないというなら印象に残ってないということでも結構ですので、どんなふうな印象に残っているところがあるか、どなたからでも結構ですけど、何か印象に残っているようなことはございますか。じゃ、2番の方お願いします。

裁判員経験者2：私は、テレビでミステリーとかいうのは大好きでしょっちゅう見ているんですが、裁判のあそこの、法廷というんですか、入ったとき、ああこれが法廷なんだというふうに感激したんです。そして裁判が始まって、弁護人と検察官のやりとりを今まで何となくテレビで見てたのと違って、証拠、証拠、証拠と、物すごい証拠で理詰めに進めていく。その中で、弁護人が少し感情的なもので情状酌量をお願いすると、ああこういうパターンなんだというふうに勝手に理解したんですけど、それは証拠をきちっと示すという、基本がすごく違うということは安心いたしました。

司会者：ほかの皆さんは、何か印象に残っているというようなところはありますか。4番さんの事件では、関係者も多くてですね、多分最初に検察官も弁護人も事件の説明を結構細かくされたんじゃないかと思うんですけど、その段階で分かったのか、とても聞いてても何が何だか分かんなかったのか、何か印象に残っているようなところはありますか。

裁判員経験者4：一番初めは、ちょっと何かぼおっとしていたのがありますね。2日目、3日目となってくると、ちょっとずつなれてきて、そして説明でも素人が分かるように絵が描いてあったりとか、本当に分かりやすいような説明だったんですね。うわっこんなふうにきれいに説明して、こんなふうにいっぱい印刷されてというのが物すごく、それで初めは本当にちんぷんかんぷん分からなくて、1日目は本当に分からなかったです。それで、2日目の弁護人、何かそれで弁護人も説明とか、画面がありますよね、その説明も全部丁寧にしていただいて、ちょっと人形さんみたいな絵が描いてあったりとかね、本当に分かりやすい説明で素人でも分かるような、高校生でも分かるような説明で、徐々に徐々に1日たち、2日たち、3日たち、本当によく分かるようになってきま

した。でも、初日はさっぱり分からなかったのが印象です。

長井裁判官：ちょっと質問させていただきます。すらっと、今、4番さん、大変矛盾したことをおっしゃったんですけどね。今、おっしゃった人形の絵がいっぱい書いてあって、図解で説明していくというのが、これ初日のしょっぱなにされたことのはずなんで、それが分かりやすかったんだったら、初日によく御理解いただいたはずなんですけど、逆に初日は全然分からなかったと。2日目は証人尋問ばかりですので、証人の話を聞いているうちにだんだん分かってこられたということなのか、そうだとしたら初日にせっかくこんなに人形さんをいっぱい使った説明をなさったのに、ほとんど役に立たなかったという話なのか、どっちかなと思いましたけど。

裁判員経験者4：いや、役に立たなかったんじゃないです。もう何かぼおとしてね、一つずつ見ると、ああなるほどなというのは分かりました。本当に人物が次々出てくるので、頭の中もごちゃごちゃになってましたし、そういう意味では、1日目はちょっとパニックでしたね。

司会者：やっぱり最初ですと、緊張もされているだろうし、あんまり情報の量が多くて、もう消化し切れないというようなことですかね。

長井裁判官：ずばっとお聞きしたかったのはですね、初日の冒頭で時間をかけて絵とか、図とか、いっぱい使って説明するよりも、とにかく順番に証人を聞いてもらって、まず先に証人から聞いてもらって理解してもらおうと、そっちのほうがいいのか、それとも、ある程度は初日の冒頭に時間を使って、絵とか図とかいっぱい見せて、こんなんですよという感じでしたほうがいいのか、どっちがいいんだろうか、ここをちょっと聞きたかったんですが。

裁判員経験者4：初日は、もう何か初めてのことで、ちょっとパニックみたいな感じで、何をどうしていいのか。一番初めにメモをしなくていいですよって裁判長が言われたんですね。それも分からないんですよ、メモしなくていいってという意味が。でも、お隣の方がたったと書いてはるんですよ。そやから書かなくっちゃいけないのかなとか。それで2日目、3日目たってくると、ああ

やっぱりメモをしなくてよかったんだというのが分かってきたんですけども、1日目はやっぱり何が何だか分からないので、あんまり情報をばあつと言われると分からないですね、正直。やっぱり1日、1日が、肥しじゃないですけど、徐々に分かってきました。

長井裁判官：やっぱり、被害者の方とか共犯の人とかの話をじっくり聞くということが大事だということで理解してよろしいございますか。

裁判員経験者2：それは、個人差があるんじゃないでしょうかね。やはり全体にしっかり証拠というか、きちっとした明確な形で示していただいて、後でそれぞれの立場から説明いただくのが、私はいいと思います。

司会者：検察官、弁護士さんのほうで御質問とかは。

山崎検察官：4番の方に、この強盗致傷の事件、本当に非常に情報が多い事件でお困りになったというお話だったんですけども、検察官の冒頭陳述が見開き、A3の大きさで、多分片側で50行ぐらいあって、両側で100行ぐらいあるようなもので、左下に犯行に至る経緯があって、犯行状況は場所は転々と移動するものですから、その場所で何があったかということはかなり細かく書いている、一方、弁護人のほうは、26枚ぐらいのスライドを見られましたでしょうかね。これを多分お手元に配付されたということになると思いますけども。当初緊張もあろうかと思いますが、検察官のこれ情報量として多分多かったですよね、緊張感もあって。ざっくりと、これの何分の1ぐらいだったら、イメージとして受け入れられたかなというのがございますか。あるいは弁護人のほうもそうですけれども、検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述に比べて、そっちのほう良かったと思いますかね。そういったところを聞ければと思うんですけども。

裁判員経験者4：最初、あっちこっち行くんですね。それで正直もう頭の中で整理できない状態だったんですけど、情報量、それは全部出してもらわないと正直判断できないんで困るんですけど、でも分からない部分が多かったですね。

山崎検察官：審理が進むに連れて、これが、このことは言いたかったんだという

のを、資料としては役に立ったけれども。

裁判員経験者 4：1日目は、本当に分からなかったです。2日目たち、3日目、それで今度はディスカッション、それで裁判官の説明で本当にいろんなことが分かってきました。だから、初めの3日間は、正直よう分かってないですね。皆さんも分かってない。でも、隠さないで全部出してもらわないと、またこれも困りますしね。

司会者：裁判を思い出していただくと、一番最初に検察官と弁護人が言い分を述べて、真ん中で一番メインの証拠調べがあって、最後にまた証拠調べの結果を踏まえて検察官、弁護人が意見を述べるという段階を踏んでいたと思うんですね。今、おっしゃったように、必要な証拠はきちっと調べるというのは当然だと思いますが、今、お聞きしているのは一番最初の段階でどの程度、検察官、弁護人としては説明するのがいいんだろうかという御質問だったと思いますけど、弁護士さんのほうから何か質問ございますか。

小橋弁護士：別の件で。

司会者：別の件でも結構です。

小橋弁護士：2番の方が、性犯罪の事件ということで、ちょっとおっしゃった証拠、証拠、証拠で、テレビとか、ドラマとか、映画とは違って、実際の裁判では証拠、証拠、証拠で固めていくんだ。その後におっしゃったのが、弁護士さんのほうは感情的な物を言うときちょっとおっしゃったように聞こえたんですけども、2番の方がおっしゃったね、その感情的な部分とおっしゃるのはどういう部分なのかということ、差し支えない範囲で教えていただきたいんです。

と申しますのは、多分弁護士も、今、感情的と評価されたものは、事実の主張か証拠に関係の主張なんじゃないかと思っているのでこのように質問しております。済みません。

裁判員経験者 2：私が感情的と言ったのは、多分、感情に訴える部分をというふうな感じで理解していただいたほうがいいと思うんですけど。どうしても証拠、証拠だと、情というものが入らないで冷静に流れていって、こうこうこう

です、検察官は、これはこうで、結局悪い目的、悪いっておかしい、目的があつて個室に入ってというふうな、そういう説明がありますよね。本人は酔っぱらっていたからと。弁護人は、この人はちょっとアルコール、お酒を飲むとそういう気があつた、分からなくなる気がありますとかというふうな、そういう説明をされる。それも必要かもしれないと。もともとそういうたちの人だったという説明をされたんだろうと思うんですけど、やっぱりその人の立場に立って、それでお父さんが、いろんなことで、これからちゃんと監視をしますからとかいうのは弁護人の人しか言えないことでしたから、そういった面で情というものを含ませておっしゃったんだろうというふうに聞きました。

司会者：冒頭陳述の関係は、特に検察官、弁護士さんのほうではほかに御質問よろしいですか。

そしたら、時間の関係もありますので、証拠調べですね、証人の話を聞いたり、被告人の話を聞いたり、あるいは検察官が証拠の書類の内容を説明したりというようなことをされたと思います。そのあたりについて何か印象に残っていることとか、さきに情報量の話じゃないですけど、例えば証人尋問の質問の内容は適切だったとか、刑を考える上で皆さんが後で議論をされたときにですね、そこで必要な情報は出てたのか、あるいは余計な情報が出て時間ばかりかかっていたようなこともなかったのかとか、何か法曹の側に、今後、この点をちょっと何とか考えてちょうだいみたいな要望みたいな点があれば、ぜひお聞かせいただければと思うんですけど、どなたかございますか。じゃ、1番の方。

裁判員経験者 1：思ったのは、証拠を、初めにこういう証拠がありますというふうに証拠調べをするときに、それがスピードがちょっと速くて、しっかり読み取れない、メモれてない場合があります。だから、それはリストとかがあつたらいいなというふうにちょっと思いました。メモ等はいただくんですけども、それに全部証拠が書いてあるわけではなくて、証拠1とか2とか、弁1、2とか、そういう表現をされますけども、それがメモをとってないと多分分か

らないと思います。後から出てもちよつと分かりづらいかと思うんです。もう1回、その証拠を見たいと思ったときに、どこへどういったいいかというのが少し言いにくいというか、できると思うんですけど言いにくいという感じがしました。

司会者：その場で聞いてても、消化し切れないということですね。

裁判員経験者1：そうですね、例えば私がやった事件では、逃走経路というのが何か画面で出たような気がするんですけども、それが何かはっきり書かれてなくてですね、それで何か裁判官が検察官に質問してたような気がするんですけども、その答えがどうなったのかというのがちよつと分からなかったんです。ああこれは何か違う証拠でしただったのか、これはこういうことですよと口頭で説明されたのかというのをちよつと分からなかったんですけども、何かうまく地図に落とせてなかったやに思います。何かちよつとぐるぐる回って、何か山の中に行つて、何かまた戻ってきたんだよみたいなような説明だったんでしょけれども、あの証拠の中ではちよつと分からなくて、もう1回見たいなと思ったときに、どこへいったいいかよく分からなかったです。

長井裁判官：1番さんが今おっしゃったのは、書類の証拠が結構たくさんあって、何か審理予定表を見ると、70分も証拠書類が読み上げられているようなんで、そのことをおっしゃっているんですよ。

裁判員経験者1：そうですね。

長井裁判官：しかも、その証拠の一覧表も配られなかったということですね。メモもしづらいと、そういう状況だということですかね。

裁判員経験者1：そうですね。メモを一生懸命とる予定でなかったんですけども、後から見てもちよつと何が対応しているのか分からないというのがありました。

長井裁判官：順番に読み上げられるどの証拠が、そもそも何のための証拠なのか、聞いてないと分からない、そういうことなんですか。

裁判員経験者1：よく注意して聞いてないと分からないということです。基本的

には説明をしていただきましたので。

長井裁判官：予告がないんでしょう、今から読み上げる証拠は何の証拠ですという予告がないんでしょう。

裁判員経験者 1：ちょっとそこがあったかどうかというのをはっきり覚えていません。何かあったようにも思うんですけど、これは起訴状のこの部分に対する証拠ですというふうに検察官が言ったような気もするんですけども、ちょっとそれすらも思い出せないぐらいです。

長井裁判官：ほかの方の事件では一覧表が配られているのは結構あるんですけども、1番さんのときについては一覧表がないから、そこが分からないんですね。分かりました。

司会者：例えば、検察官、弁護士さんが証人とか被告人に質問されたりしますよね。それなんかで感じたようなところとかございますか。5番さん。

裁判員経験者 5：証人で、事件の舞台、ガールズバーだったんで、その店員の女の子から証人を結構、最初何人も、5人ぐらいだったか、何人も女の子の証人尋問があったんですけど。検察の方が最初にガールズバーの料金形態のことを全員に同じことを聞くんです。10分で幾ら、1杯、女の子が飲んだら幾らというのを全員に聞くので、もうこれ1回でいいんじゃないかなというように、何で全員に同じことを、最初の何分かを同じことを聞くのかなという感じはしました。

司会者：検察官、弁護士さんの声があんまり聞こえなかったみたいなことをたまに聞くこともあるんですけど、そういったことも含めて何か皆さんのほうで、これはちょっとこうしてほしいなというような要望があれば。じゃ3番さん。

裁判員経験者 3：検察の方の証拠を見ながら言っているのは、すごくよく私は分かりやすかって、書類もきちっとしていて、分かりやすくて良かったと思うんですけども、ただ、刑をはかるときに、やはり弁護人の方のちっちゃいころからの生い立ちとか、その他諸々のことというのは、やっぱりその刑をはかるのには必要な情報なんですかというのがちょっと疑問なんです。その罪の重さ

をはかるだけなら、何もその人の小さいころからの生い立ちとか、何かちょっとね、女装癖があったとか、ちっちゃいころからいじめられていたとか、そういった情報というのは、私たちが刑をはかる場合に必要な情報なのかどうかというのを教えていただきたい。

小橋弁護士：裁判員裁判で初めてそういうものに直面されたと思うんですけども、今、御自身のお考えはどうなんですか。教える立場ではないので、弁護士の弁護人としての意見はこれから言おうと思うんですけども、まさにそういう市民感覚をどう量刑に活かすかというのが裁判員裁判だと思いますのでね、どう思われますかね。要するに、若かったら将来可塑性があるとかね、じゃあもう爺、婆はだめなんかとかね、そうなりますよね。貧乏やから、パンを盗っていようが関係ないよねと。苦労しているから悪いことをしてちょっとかわいそう、そういうのが一般の方から見たらね、どう考えられるのかなというのが、まさしく、こちらからむしろ御質問したいぐらいなんですけどね。

裁判員経験者 3：刑をはかるときに、量刑というのは罪の重さっていうことですよ。その罪の重さに、その人の生い立ちとか、不遇だったというのは、やっぱり事実としてそれは含めることなんですか。

小橋弁護士：というのをどう思われましたかというのが。ちなみに弁護士の弁護人の意見、一般論として言いますとね、やっぱり全ての情状において、その人の個性、被疑者、被告人の情状弁護に限って言ってますけども、事実関係を争っているやつなんてね、全て考えた上で、この事件ではどれを主張しようかというのを選んで出す、選んでというのはちょっとあれですけどね。25あったら25を全部出すんじゃなくて、ここだろうというのを出すというのは、それは弁護人はほとんどの人が考えておられます。でも一般の方から見たら、それは何やねんということもあるやろうし。

裁判員経験者 3：それ何やねんとは全然思わなくて。

小橋弁護士：そこは、ぜひお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 3：それによって、すごく同情したといいますか、もうどうにか刑

を軽くしてあげてと私はすごく思ったんですね。その方の余り小さい頃から幸せではないという事実を知って、だからすごいそういった情報を私は欲しい、欲しいといいますかね、いろいろ分かった上で判断はしたいとは思いました。

司会者：3番さんの事件は、放火の事件で、多分何で火をつけたんかというのが刑を決める上でも問題になったんですかね。その関係で、今、おっしゃっているような点が審理もされたんじゃないかと想像されるんですけど。

長井裁判官：ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、恐らくあんまりこの事件の弁護人がどう考えられたかというところへ立ち入って言うのも何なんですけれども、恐らく弁護士さんの立場からすればですね、今、おっしゃった生い立ちが不遇だった、いじめられたことがある、だからこの事件の悪質性を考えるときに、何で火をつけたんだということを考えるときに、それほど悪質じゃないというふうに裁判員の皆さんに考えてほしかったんだけど、3番さんのほうからしたら、その事情がどうして刑をはかる上で軽くする、つまり悪質じゃないと考える事情になるのか説明してほしいと、そこが説明してくれないから、弁護人が説明してくれないから、何でそれが刑をはかる上で大事な事情になるのかがよく理解できなかつた、こういうことなんじゃ、そうでしょうか、そういう理解したらいいでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。

長井裁判官：そうすると、やはりちょっとその事件の弁護人の方の言いたいことが伝わっていないというお話なのかもなど。どうしたら伝わるんでしょうね。ちょっと裁判員の方に伺うことじゃないかも。

司会者：証拠調べ一般に関して、ほかの皆さんのほうで何か、これはちょっと大変だったんだけど、何とかならないかみたいなのがありますか。よろしいですか。どうぞ。

山崎検察官：先ほど、尋問内容がかなり重複して聞きづらかったというお話がありましたけど、割と皆さんにお聞きしたいのは、尋問を聞いていてですね、いらっとくる、ちょっとこれ検事いい加減やめろよといいますか、弁護人もいい

加減やめろうというよというようなところのポイントというのは、今のお話だと、重複するところだと思いますけど、それ以外だと、時間的に30分を超えたらちょっとしんどいなと思うこととか、一般的なお話で伺いますけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：検察官の方が、いろいろ説明をしながら、私ら裁判員が奥に並んで裁判員を、こうやってずうっと見ているのが、すごい何か見られてプレッシャーに。1人が読んでいるときに、もう1人の方がずっと私たちの顔をずうっと、何かちょっと伝わっているかなというのを確認しているんだろうと思うんですけど、私が検察側に一番近い席だったので、何か見られている。疲れました。ちょっと嫌な、そんな感じでした。

司会者：検察官が、今、御質問された、どのくらい緊張感を持って聞いていられるか、時間帯にもよると思うんですけど、どなたか。

裁判員経験者2：検察官の説明も弁護士の方の説明も、私の案件の場合は、すごくテクニックを駆使してやっているなあという感じがするように、レベルが上がっているんじゃないかなと思うような、経験豊かな方がされたんだろうと思いますけど、要点をしっかりおっしゃって、あっそうかそうかという感じで、ほんまにもう1回とか、何か何を言ってるんだろうというあれは全くありませんでした。だから分かりやすかって、それでお部屋に戻ってから、また裁判官の方たちが、その証拠について、これはどうでしたか、これは納得いきましたかというふうな確認をとっていただいたので、それは良かったんじゃないかと思います。

長井裁判官：ちょっと今の2番さんにお伺いしたいんですが、2番さんの事件のスケジュール表を見ると、被告人に対する質問、被告人ですね、被告人に対する弁護人からの質問が50分行われているようなんです。

裁判員経験者2：多分、それは早く終わったんじゃないですかね。

長井裁判官：ああそうですか。

裁判員経験者2：はい、1人証人が来なくなられたとって。

長井裁判官：じゃ被告人に対する質問が長くて、いらいらしたなという感じは全然なかった。

裁判員経験者 2：はい、ありませんでした。

長井裁判官：先ほど、検察官がおっしゃった長くていらつとしたという経験はないのかという、それをちょっとどなたか御意見ないでしょうか。

司会者：5番さん。

裁判員経験者 5：やっぱり練習して来られるんですかね。何かそんな感じがしましたけど。

司会者：審理予定を見ると、5番さんの事件は証人から話を聞いたり、結構長かったんじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

裁判員経験者 5：長かったんで、何で何回も同じことを聞くのかなというのを思いました。でも検察官の片方の方、説明とかがすごい分かりやすかったです。

司会者：時間も迫ってきたので、これは皆さんというわけではなくてですね、1番さんと2番さんと5番さんの事件だと思えますけど、被害者の方が検察官の隣の席に座っていたり、あるいは被害者の方が依頼された弁護士さんが座っていたりという、被害者参加というんですけれども、そういうことがあったと思います。この点について、検察官、弁護士さんから質問とかあれば。

小橋弁護士：2番のケースで特にお聞きしたいんですけども、被害者のほうに代理人弁護士が、女性の弁護士がつかれたと思います。その方が被告人に対する質問を行ったと思うんですけども、端的に審理に関する御感想をお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

裁判員経験者 2：2人被害者がいらしたので、多分それぞれについてきた方が代理人としてお座りになっていました。物すごくちょっとドラマチックな話があったといえますか、うわっと思って見てたんですけど、結局、女性の味方という感じのスタンスでされた。私の場合は、その被害者がつい立の中で自分の意見を述べるというのがあったので、そこまでされる被害者の気持ちというのはすごく、かえって私はすごいと思ったんですけど、自分のちょっと危険がある

わけですから、それをかえりみず言いたいことを言わせてくれということで、つい立の中でも一生懸命お話になったような、こちらからは丸見えになってたわけで、そういった影響はあったと思います。それから、弁護士の方は、一般の人の目に見えない人の代理をして、何とか悔しさというのを伝えたいという思いがよく分かりました。

小橋弁護士：貴重な機会なので、あえて突っ込んで聞かせてもらいます。その女性の被害者の代理人の方の被告人質問の中で、例えば威嚇的とか、ちょっと侮蔑的なんではないかというようなことは全然お感じにはならなかったでしょうか。

裁判員経験者 2：結局、トイレの、女子トイレの中に入って襲ったことを酒のせいだというふうに、何とかしようとする、そこに対して、その弁護士の人はすごく怒りを持ってらしたのは確かで、それに対して少々やられてもいいかなと私は思って聞いていました。

山崎検察官：済みません、5番の事件なんですけれども、これは被害者遺族の方が意見陳述しておられたんですかね。こちらのサイドから見ると、少しやり過ぎといたしますかですね、若干芝居がかったような感じのように見られてしまわないかというのを心配してたんですけど、そこら辺はどういうふうに御覧になりましたでしょうか。

裁判員経験者 5：芝居がかっているというふうには思わなかったですけど、ずっと被害者遺族さんと弁護士さん、ずっといられると、変な判決を出したら何か怒られるんじゃないかという気持ちのプレッシャーを、みんな感じてはいました。何か被害者の遺族の方の弁護士さんが話しをするときは、すごい弁が立つというか、迫力ある感じの弁護士さんだったと。担当の弁護人さんはちょっと若くて頼りない感じだったんで、何かそっちのほうに引っ張られそうな、何か説得力あるよね、みたいなことはみんな話しました。

司会者：いろいろもっと御意見を聞きたいところがあるんですけど、時間のほうが進んでまいりましたので、皆さんに対して守秘義務について御意見とか御感

想があれば、伺った上で、その後、報道機関の方も今日来られていますので、御質問があれば、その機会を持ちたいと思います。

守秘義務については、裁判官のほうから、その範囲については説明をさせていただいていると思います。結論が全員一致だったのか、あるいはそうでなかったのか、あるいは誰がどんなことを意見として言ったか、つまり後でそういうことが分かると、自由に評議で意見が言えなくなるというのが一番の守秘義務の趣旨でありますけれども、その守秘義務が裁判が終わって皆さんの負担になっているかなってないか、その辺りの御感想とか御意見があれば、これは順番にお伺いしたいと思います。じゃ1番さんから順次お願いいたします。

裁判員経験者1：私は、守秘義務をもっとですね、緩めていただいてもいいんじゃないかなと思っています。この場に来ても、なお思ったんですけど、先ほどの量刑データというものが評議の中であったということを書いていいのかすらも分からないというような状態で、もちろんここでも分からなかったものですから、一般の人にももちろん、知人にも話すことができないというのが、どこまで何を書いていいのか分からないし、むしろ言ったこと自体も、裁判員になったことも自体も、あんまり言っちゃいけないんじゃないかぐらいになっていることが何かもったいない気がします。だから、もっと本当はこの量刑の判断が難しいんだということも含めてですね、話しができたらなというふうに思います。

先ほど言われた自由な意見が言えなくなるから、守秘義務が科されているというのは非常によく分かります。なので、今までの量刑の話も含めてなんですけど、そういう守秘義務をもう少し緩めてほしいという思う中に、やっぱり量刑の判断が重くかかっているとすればですね、量刑の判断というのは、やっぱり裁判官の仕事じゃないかなと思っています。

私は、これはひどいなって思って、広い量刑にできればなと思ったんですけども、データを見るとやっぱり引きずられる。むしろ、データとかを見せずにですね、一般の人間の処罰感情がどれぐらいあるんだという意見を言うとい

う場で、それで意見を言って、最後、裁判官が判断するという形にして、そしてその守秘義務を緩めてですね、どういう内容で話されたかというのを広めるというのもいいんじゃないかなというふうにちょっと考えました。意見でした。

司会者：ありがとうございます。じゃ、2番さんお願いします。

裁判員経験者2：私は、裁判員裁判を経験したいと思ったのが、法律の全然知識もなくてそんな裁判なんて参加するのというのが一般的な、一般の人の言葉によって、それだったらなおさら裁判員裁判ってどんなものか知りたいということが入ったんですけど、皆さんが思っている守秘義務というのは、裁判員裁判をすることすら黙って、こそっとやりなさいというふうに捉えられていて、いろんな人に聞いたときには、私やってない、やってないと。後から聞いたら、実はねという人も1人あったぐらいに、それすらも言わないということ、これはやっぱり内容、裁判員裁判をもっともっと浸透させようと思えば、これはもうちょっとなんか考えないといけないなど。

それから、今、ちょっと市民感覚と相場というんですか、今までのずっときてた裁判例のあれと、やっぱりそれはミックスしていかないと、裁判員裁判というのは必要なものがものすごく薄くなっちゃうと思うので、それをミックスさせながら、それをどんどん伝えるということをしていただいたら、裁判員になってもいいという人がもっと増えるんじゃないかなと思いますし、いわゆる裁判の中の内容をもっともっと濃くするんじゃないかなと思います。

裁判員経験者3：守秘義務についてなんですけれども、そんなに守秘しなくてはいけないのかなという気は私自身はしています。

ただ、その中で起こったことを正確に伝えられない部分って、間違っって伝えたりというところがあるかもしれないし、自分なりの判断が入ってしまって伝えたりして、それが変に伝わって何か正確に事実が伝わらないということがあるという意味では、やはりその評議の内容とか、細かいところは言わないほうがいいと思うんです。全て正確に伝えられないんだったら言わないほうがいい

のかなというような気はしますけれども。だから私自身は、ある程度こういった内容の裁判だったというようなことは、会社の人とか、もちろん自分は休まないといけないので、そういったことは普通にお伝えはしています。

司会者： 守秘義務が、今、課せられることについては、そんなに重荷ではないというご意見と伺っていいですかね。

裁判員経験者 3： いいですね、はい。

司会者： じゃ、4番さんお願いします。

裁判員経験者 4： 私は裁判員になったこと自体は、お友達に言うていいと思ったから、なったよって言うたんですね。そしたら、お友達がへえとかいうて、それでしばらく雑談していくと、私もこうこうで声がかかったのよということ、あっあの人は黙って隠してたんだというのがあったんですね。だから、裁判員になったこと自体を隠すという風潮は、周りでもありました。こういう状態になったこと自体は言うてもいいん違うと私が言うたら、ええっそれは言うたらあかんの違う、私、断ったよって言われたんですね。

だから、何も分からないから、もう初めの段階で断ったというのを2、3人聞きました。だから、私はなってみないと分からないから、一応応募してなることに決めたんですけど、何でも経験しないと分からないと思うんですね。経験して初めて人にも伝えられますし、だから経験しなかったら何も伝えられないと思います。

だから、そういうふうになったこと自体、お友達に、断ったお友達に私はなつて良かったよ、今度、もし声かかったら絶対なつてねって、すごくいい勉強になったよ、自分が今まで経験したこともないようなこと勉強できたよって言いました。だから、そのお友達が、またそのお友達にまた言えると思うんですね。だから、経験したことがなかったら、こういうことは言えなかったと思います。だから、そういうふうを経験した方がどんどん裁判員になったよということが言えるような世の中になってほしいなあと思います。そういう宣伝もされたらいいなあと思うんですけど、まだまだ浸透してないのが現実です。内容

的なことは、家族でも私は言ってないです。裁判の内容は。それはやっぱり言うとならぬはひれがついて、人間の主観的なもんも入るから、たとえ主人でも私は言わなかったです。

司会者： 守秘義務の広報とかが、まだちゃんと徹底してないんじゃないかという御意見ですかね。ありがとうございました。5番さん、お願いします。

裁判員経験者5： 守秘義務に関しては、私、裁判官の方が評議の内容とか、そういう被告人の方のプライバシーとかに關すること以外は全部、裁判の内容をしゃべっていいよというふうに言われてたので、特にそんな負担も感じずに職場とか友達とかに、こういう裁判で行ったんだよと言って、でも友達とかがね、そんな聞いちゃいけないだよねとかって言ってたもんだから、言っていらいよということとは、一応、周りの友達とかにも広めたりしてて、守秘義務について特に負担に思うこととかはなかったんですけど。

守秘義務と関係あるかどうか分かんないんですけど、私の裁判で証人が結構何人も若い女の子とかと被害に遭った男性とかが何人もいて、ずっと見てるから顔を覚えちゃってるんですね、証人の顔とか。そういう被害者の家族の方の顔とかもすごい覚えちゃっているんで、みんな大阪市内の方だと思うんで、この人とか、もし私の職場に入ってきたりとかしたら、私、どうするんだろうということがちょっと心配です。何か後にかかわりがあることになったら、職場に入ってきたりとか、どっかで会ったときにはどう言ったらいいのかというのを何かちょっと分からないです。

司会者： ありがとうございました。報道機関の方も傍聴されておられますので、順次御質問があれば、質問をどうぞ。

記者： 今日傍聴させていただき、ありがとうございます。

2点、ちょっとお尋ねしたかったんですけども、量刑を考える上での話なんですけれども、お話にもありましたように、検察官の求刑意見、それから弁護人の量刑に対する意見、それから話にも出た、実際評議するときにはパソコンで見るグラフであるとか、あるいは裁判官からのちょっとしたアドバイスであ

るとか、いろんなものがあると思うんですけども、御自身が考える、量刑を考えるときに一番影響を受けたものというのはどれなのかというところをお聞かせいただきたいなということと、それから、昨今、報道等でも出てますけれども、検察官の求刑を大きく上回る判決というのが出てニュースになるということが多々あります。求刑よりも1.5倍も大きい量刑で判決が出たというケースもあったりして、これはまだ確定してないんですけども、そうした求刑を上回る判決を裁判員裁判が出すということについての意味、あるいは意義、この辺についてはどうお感じになるか、お考えになるかというあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

司会者：皆さんにお聞きしたほうがいいですかね。これも順番で1番さんから、済みませんが、よろしいですか。

裁判員経験者1：量刑を考える上で一番影響を受けたのは、やはり検察や弁護人からの求刑でした。端的に言ってそれです。

検察を上回る判決を出す意義というのは、やはり市民の一般感覚じゃないかなあと思います。それが良いか悪いかというのはちょっと判断がつかないんですけども、量刑データを見ないというか、玄人じゃない人たちが皮膚感覚で感じる罪の重さじゃなくて、やった行為に見合う刑というのが述べられる場であったり、述べていいのかなあと思います。

裁判員経験者2：私も量刑を考える場合に、検察官が高いところ、弁護人が低いところ、だからこの間で決めるのかなというふうな感覚でいました。それで当初から、今までの例をずっと見せていただくことが、その次に影響があったと思います。

それから、私たちの経験から言うと、求刑を超える判決を出されるというのはものすごい大胆なことだと思います。裁判官が3人おられて、それから裁判員が6人で9人で決めることですので、1人の意見で決まることじゃないですから、その中でじっくり討議されて、そして今までの判決より高いものが出るということは、それなりに理由があったんだろうなというふうに思います。

裁判員経験者 3：私が量刑を考えるとときに影響を受けたのは、やはりデータが一番影響を受けました。大体過去で似たのでどれぐらい出ているのかなという。もちろん裁判官の方がいろいろおっしゃられることとか、あと弁護士さんの方とかね、検察官もそうですし、そういったものに影響を受けますけれども、やっぱりデータが一番自分の中で大きかったと思います。

それと、上回る判決というのは、やはりそれなりに意味があるものだと思いますので、重きを置いていただきたいと思います。

裁判員経験者 4：やっぱりデータを見て、みんなでその場でデータを見ながら討論したことが重きですね。ぼおっと見てたわけじゃないんで、みんなで一生懸命討論しながら見てたので、それを軸にして、あくる日からずっとディスカッションで決めました。

求刑を超える判決については、みんなで討論して討論して討論して決めたことなので、何度も何度も討論を重ねて重ねて決めたことなので、それなりの理由はあったと思います。だから、納得して納得して結果が出たことですので、裁判員も裁判官の方も必死で討論して、1日目で納得できなかつたら2日後に、日を改めてまた討論して、それで2日目が納得できなかつたら、またあくる日も討論してって、みんなが納得した結果のことですので、何かそれなりのことがあったんだとは思いますが。

裁判員経験者 5：私が量刑を決める上で一番重きを置いたのは、検察官の説明とかをちょっと中心に考え、あとはみんな評議とかで決めたのが重かったんですけど。

量刑を超える判決というのは、やっぱり何か多分皆さん、今まで刑がすごい軽いなってみんな思っていると思うので、そういう求刑を超える判決が出たのかな、できるなと私は思います。

記者：貴重なお話、ありがとうございました。

ちょっと答えをいただく方を限定させていただきたいんですけども、先ほどのお話の中で、1番の方と5番の方がですね、量刑の判断について裁判官に

任せてもいいんじゃないか、あるいは、要するにもっとゆっくり刑を決めたいのに、要するに判例と自分の感覚が合わないというような話で、それであれば裁判官が決めたらいいいんじゃないのという感想を持ったというお話がありましたけれども、最近ですね、裁判員裁判の判決に対して高等裁判所のほうが判決を変更するということがありまして、例えば減刑したりだとか、あるいは全然違う判決が出たりということがまああると思うんですけれども、そういった要するに裁判員がいろいろ評議した結果の判決が高等裁判所にいったときに、ちょっと劇的に変わるというようなことに関してどのようなお考えをお持ちかなということをお聞かせいただきたいなと思います。

裁判員経験者 1：そうですね、控訴審で判決が、一審の判決が覆るということは確かにあるんですけれども、裁判員である程度みんなで議論をして意見をまとめた、これが裁判員裁判の判決で答えですというのを出せるということは、一つ意味かなと思っています。私はそう思っています。それが、量刑、刑が求刑より低いかというのは、ちょっと判断はさておいて、一審でみんなで言えるということが、今までの裁判所だけじゃない、司法の皆さんだけじゃない判断を入れられると、そういう声であるというのが伝わればかなと思っています。

裁判員経験者 5：裁判員裁判で決めた判決が覆ったというのは、私も新聞などでよく読んでたんですけど、しょうがないのかなと思います。やっぱり素人だけ、裁判官もいるかと思いますが、素人だけで決めた判決なので、やっぱり裁判員裁判で決めた判決を優先してほしいなという気持ちもあります。

記者：本日はありがとうございます。

先ほどの質問にもあった求刑の1.5倍の判決というものが、ちょうど明日最高裁のほうで、どうやらそれが見直されるかもしれない、これはどういう判決が最高裁で出るかは実際分からないんですけれども。求刑は10年でしたと、判決は15年という判決、つまり5年も重くなったという判決を出しました。

こういったことに関して、最高裁が、もしかしたら裁判員裁判の求刑5年超

えのことに關して見直すというような、それについて理由を付けるかもしれないということが、まずあります。それについて、先ほどいろいろ意見が出ましたけれども、こういった裁判所というんですか、職業裁判官の方がこうあるべきだと、一般の量刑についてこうやって結論を出したときに、そういったここまで、上限をここまでねとか、こうやってここまでであるべきだという、こんな指針を示されることについてはどう思いますか。意図分かりますか。

つまり、最高裁がもし、大体求刑の幅で決めてくださいとか、この中で決めてくださいだとか、これぐらいの上限までじゃないとだめですよみたいな指針をもし明日示す可能性もあると、分かんないんですけれども。そういった指針が示されることについてはいかがですか。そういうのがあったほうがいいのか、それともないほうがいいんだよと。難しいですかね。

どうですかね、特に何かそういった自由に決めれるべきなのか、つまり量刑というのは自由に決めてしかるべきなのか、それともこの枠で決めてくださいというほうがありがたいのか、どちらなのかなあと。

裁判員経験者 2：済みません、裁判員裁判を始められたもともとの趣旨というのはどういうところにあるかということなんです。それはやっぱり市民感覚を司法の中に入れようという、そういう意志があってされたんじゃないんでしょうかね。だから、それをある程度自由にさせていただいて、その結果は、1.5倍になろうと何倍になろうと、それは尊重していただきたいと思いますし、それなりの理由があるんだということを先ほど申し上げましたけど、そういうことだと思います。

ただ、今まで5年間やってきた裁判員裁判の方法も少しずつ修正したほうが良いということがあるのかなというふうに思うんです。だから、それは裁判員裁判を経験した者もそうですし、裁判所という司法の人たちもそうですし、一般の方が裁判員裁判はちょっとこういうふうにあるべきだと思われたら、それは修正していくべきだと思います。

ただ、高等裁判所、最高裁で決めることではないような気はいたします。だ

から、裁判員裁判を実行されてからの意志がどんなになるかなということをもう一度確認していただいて伝えていただいたらやりやすいと思います。

司会者：1番の方と5番の方とか何かつけ加えてありますか。

裁判員経験者5：特にはないです。大体2番の方と同じです。

司会者：1番さん、どうですか。

裁判員経験者1：特にありません。

司会者：3番さん、4番さんありませんか。

裁判員経験者3・4：ありません。

司会者：今日は非常に貴重な御意見をいろいろ伺わせていただいたと思っています。今日の御意見を法曹の側でもそれぞれ考えて今後の活動に活かしていきたいと思っております。今日は、本当にお忙しいところ、ありがとうございました。

本日の裁判員経験者意見交換会は、これで終了させていただきます。

お疲れさまでした。

以 上